個人情報保護制度の改正方針一覧

**太字：総務課案**

１　改正個人情報保護法（以下「法」という。）の規定により条例で定める必要がある事項

　⑴　手数料の額（保有個人情報）

　　　改正方針

　　　　**①　現在の運用と同様に、手数料を徴収せず、減額又は減免の規定を置く。**

　　　　②　手数料を新たに徴収し、減額又は減免の規定を置かない。

　⑵　手数料の額（行政機関等匿名加工情報）

　　　改正方針

　　　　**①　行政機関等匿名加工情報の提案の募集（以下「募集」という。）はせず、手数料の額は定めない。**

　　　　②　募集はしないが、手数料の額を定める。

　　　　③　募集をし、手数料の額を定める。

２　法の規定により、必要に応じて条例で定めることができる事項

　⑴　条例要配慮個人情報

　　　改正方針

　　　　①　白岡市の地域特性に応じた条例要配慮個人情報を定める。

　　　　**②　条例要配慮個人情報を定めない。**

　⑵　不開示情報

　　　改正方針

　　　　①　不開示情報について別途定める。

　　　　**②　法の定める不開示情報のまま運用する。**

３　法の規定により、条例で定めることが妨げられるものではない事項

　⑴　個人情報取扱事務登録簿

　　　改正方針

　　　　①　個人情報取扱事務登録簿を作成する。

　　　　**②　個人情報ファイル簿のみ作成する。**

　⑵　開示決定等の期限

　　　改正方針

　　　　**①　市の条例に合わせて短縮する。**

　　　　②　法の定める期限から短縮しない。

　⑶　審議会の位置付け

　　　改正方針

　　　　**①　個人情報に関して、現在実施している類型的な諮問がなくなることから、情報公開・個人情報保護審議会を情報公開審議会とする。**

※　情報公開審議会は、現在のように常設とするのではなく、案件がある場合に委員の委嘱を行い、案件の諮問が終了次第、解散する運用とする。

　　　　②　情報公開・個人情報保護審議会を存続させる。